

2024 年 10 月 1 日

お客様各位

網走信用金庫

「当座勘定規定」の改正について

平素は網走信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
2024 年 11 月 1 日（金）より払戻請求書による当座預出金の取扱開始に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改正いたします。
なお、本規定はすでに当座預金をご利用のお客様にも適用されます。

記

- 1. 改正日：2024 年 11 月 1 日（金）
- 2. 改正内容
 - （1）第 7 条：払戻請求書による払戻しを追加
 - （2）第 17 条：印鑑照合を行う書類等に払戻請求書を追加

3. 新旧対照表

改正前（2024 年 10 月 31 日まで）	改正後（2024 年 11 月 1 日より）
1. ～7. (2) 省略 7. (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 <u>(4)新設</u>	1. ～7. (2) 省略 7. (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類等の提示等がない場合には、取引を行うことが出来ません。</u>
8. ～16. 省略	8. ～16. 省略

（次ページへ続く）

改正前（2024 年 10 月 31 日まで）	改正後（2024 年 11 月 1 日より）
17. (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）との相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 以下 省略 (2023 年 10 月 1 日現在)	17. (1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）との相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 以下 省略 (2024 年 11 月 1 日現在)

改正後の「当座勘定規定」につきましては、当金庫ホームページよりご確認下さい。

以上